

制度改革実施準備室

区政会館だより

No.73～No.96

第3回連絡調整会議『幹事会』開催される

平成8年4月

No.73

国、都、区の三者で構成する「都区制度改革連絡調整会議」の幹事会が、去る3月22日に開催されました。

この幹事会は、平成7年11月17日、深谷前自治大臣の呼びかけにより実現した連絡調整会議の下部組織として、設置されていたものです。

今回の幹事会は3回目となりますが、今次の制度改革の大きな柱の一つである「税財政制度の改革」が初めてとりあげられました。

区側からは、(財)特別区協議会の有田事務局長のほか、オプザーバーとして鎌形調査部長が出席しました。調査部長から「協議案」に沿って、税財

政制度の改革の概要について説明され、その後、意見交換が行われました。

「税財政制度の改革」のテーマは今後も引き続き「幹事会」で意見交換することとされています。

「平成7年度清掃局派遣研修報告書」まとまる！

平成8年4月

No.73

平成12年4月に予定されている清掃事業の移管に向け、各区の移管準備担当職員を育成することを目的に実施された「平成7年度清掃局派遣研修」の報告書が、3月末にまとまりました。

各区は、自区内の清掃事業の実態やごみの特性を把握するため、区内の清掃事務所に1名を派遣することとし、本局にも派遣を希望する区は2名を派遣することとして、合計24名の職員を清掃局に派遣しました。

移管後の特別区による清掃事業を考える上で、地域の実態に即したごみ減量・リサイクルの推進や、地域に密着した自治体としての事業展開など、各区が取り組むことになる課題を整理しておくことが不可欠です。

研修生は、派遣先職場での日常業務や集合研修

を通じて習得した清掃事業に関する知識をもとに、各区の地域特性に合った事業運営等について調査・研究を行ってきました。この報告書は、こうした1年間の取組の成果として、各研修生が作成したレポートをとりまとめたものです。

報告書には移管後の特別区による事業運営のあり方についての研修生の意見や提言が簡潔にまとめられており、各研修生がいかに東京のごみ問題に直面し、その解決に向けて取り組んだかということがよくわかるものとなっています。

円滑で混乱のない移管に万全を期すためにも、この報告書が各区の移管準備担当者のみならず、より多くの職員の皆さんに活用されることを期待しています。



平成7年度派遣研修生の皆さん

平成12年度の清掃事業移管をめざして

清掃部会での個別課題検討が始まる

平成8年7月

No.76

平成12年4月に予定されている清掃事業移管を円滑に混乱なく実施できるよう、23区の移管準備担当課長等で構成される清掃部会において、移管に係る諸課題についての具体的検討が始まりました。

◇検討の経緯

都区制度改革については、平成6年9月に都区間で正式合意し、同年12月には自治大臣への法改正の要請が行われました。国は、制度改革の大きな柱の一つである清掃事業の移管準備の進捗状況等を見て法改正時期を見極めたいとしており、法改正を促すためにも、着実な移管準備を進めなければなりません。清掃車庫のない13区では現在、車庫整備に向けて、用地取得等の準備に力を注いでいます。しかし、移管に万全を尽くすためには、車庫整備のようなハード面の準備のみならず、移管後の特別区による清掃事業の運営形態等のソフト面の検討を進めておくことが必要です。

清掃事業の経験のない特別区は、移管後の事業主体として、清掃事業に関する認識を深め、移管に係る課題を事前に十分検討し、移管に備える必要があります。

このため、平成8年度から清掃部会を毎月定例的に開催し、移管に係る諸課題の具体的検討を開始することになったものです。

◇今後の検討課題と手順

5月に開催された清掃部会において、80項目の検討課題を抽出し、おおむね平成8年、9年度の2年間で検討を行うことになりました。

山積する課題について着実に検討を進めるため、部会の各委員が5グループに分かれて、各課題を分担して調査・検討し、随時、部会へ報告し、その報告に基づいて部会での検討を進めていくこととなりました。

◇今年度の検討課題

今年度は、移管後の特別区による清掃事業の運営形態に関する課題を中心に検討を行う予定です。

都区間で合意した「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」に基づき、具体的な検討を進めるわけですが、とりわけ、清掃協議会や清掃一部事務組合といったこれまでになかった新たな運営形態についての具体像を明らかにすることが大きな目標になっていきます。



制度改革実施準備委員会清掃部会 (6/26)

清掃部会課題検討グループと主な検討事項 (平成8年度)

| | 区名 | 主な検討事項 |
|-------|-----------------------------------|---|
| Aグループ | 千代田区 台東区 江東区 世田谷区 豊島区 | ・作業計画の考え方 ・搬入計画策定の考え方 ・地域処理と相互支援の考え方 |
| Bグループ | 品川区 目黒区 杉並区 荒川区 練馬区 | ・ごみ量の把握と算出 ・一般廃棄物処理計画の策定 ・処理計画に関する清掃協議会の調整 |
| Cグループ | 港区 文京区 渋谷区 板橋区 | ・一般廃棄物処理業の許可手続き ・委託処理協定等の考え方 ・清掃協議会の所掌事務と運営 |
| Dグループ | 新宿区 中野区 北区 江戸川区 | ・廃棄物処理手数料の考え方 ・粗大ごみ料金撤収システム ・清掃一部事務組合の所掌事務と運営 |
| Eグループ | 中央区 墨田区 大田区 足立区 葛飾区 | ・法定資格者の確保策 ・清掃事業総合情報システム ・雇上契約の事務手続き |



豊島区内で建設中の清掃工場（7/18撮影）

政関係や清掃事業関係を中心に今年度中に基本的な考え方を整理すべく都区間あるいは区間での検討が進められています。

都区間の役割分担等に係る課題の検討

都区間の役割分担等に関連する課題についてもさまざまな協議が必要になっていきます。

昨年制定された、いわゆる容器包装リサイクル法に基づく事業の施行をめぐって、都区間の役割分担のあり方を含めた対応策が、都区リサイクル推進協議会で検討されています。

路上生活者対策を、都と23区全体の共同課題として位置づけ、新しい対策の方向を打ち出した「路上生活者問題に関する都区検討会の報告」については、今後早急に具体化していくことが求められています。

都が進めている行政改革大綱に基づく都財政健全化の取組に関連して、いくつかの事業について都区の役割分担の見直しから提起され、都区行政検討委員会が協議が進められています。

23区共同で取り組むべき主要課題と手順のイメージ（平成8年度）

| 課 題 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | |
|---|-----------------------|--|-------------|---------------|--------|
| 都 区 制 度 改 革 関 係 | ■法改正の実現 | (国・都・区) 都区制度改革連絡調整会議 改正法案作成・国 | | | |
| | ■清掃移管の条件整備 | | 工 事 | | |
| | ○新海面処分場整備 | | | | |
| | ○清掃工場整備 | 墨田、港、豊島新設工事 | | | 渋谷新設工事 |
| | ○清掃車庫整備 | (13区) | 用 地 取 得 | | |
| | ■事務事業移管関係 (清掃事業以外) | | | | (区) 事務 |
| | ■税財政関係 | (都・区) ワーキンググループ、税財政検討会等 (区) 税財政部会、小委員会等 | | | |
| | ○区間配分関係等 | (都・区) 国保保険料都区検討会 | | | |
| | ○国保事業関係 | | | | |
| | ■清掃事業関係 | 都清掃局への研修生派遣による人材養成 (区) 清掃部会、小委員会等 | | | |
| 都 区 間 の 役 割 分 担 等 | ■容器包装リサイクル関係 | (都・区) 都区リサイクル推進協議会 回収事業 | | | |
| | ■路上生活者対策関係 | 路上生活者問題都区検討会の報告の具体化 | | | |
| | ■都行政改革関係 | (都・区) 行財政検討委員会 | 都提案の協議 | | |
| | ■区市町村への分権 | (都) ボランティア懇談会 | | | |
| | | (都) 区市町村への分権検討委員会 | 中 | | |
| 財 調 協 議 | ■算定方法等の検討 | (都・区) 財調算定方法等検討会 ま | | | |
| | ■都区財調協議 | 財調区側提案事項とりまとめ | | | |
| 国 保 保 険 料 | ■保険料のあり方 | (都・区) 国保保険料都区検討会 | 中間のまとめ | 12年度までのあり方まとめ | |
| そ の 他 | ■介護保険制度 | 介護保険制度創設の動きへの対応 | | | |
| | ■税制改革 | ? | | | |
| | ■首都機能移転問題 | (区) 首都機能移転問題調査小委員会 (特別区政懇談会) | | | |
| | ■収入のあり方等検討 | (区) 関係部課長会等 | 収入のあり方等の一部共 | | |

また、都が設置した東京都ボランティア・非営利団体の活動促進に関する懇談会に区の代表も参加して、行政とボランティアのあり方などをめぐ

る検討が始まっています。国の段階で進められている地方分権推進の検討に合わせ、都は、都から区市町村への分権のあ

り方検討委員会を設置して検討を始めていますが、今後区としても取組が求められています。

都区財政調整協議関係

昨年度の都区の協議で浮かび上がったさまざまな問題について、都区財政調整算定方法等検討会が設置され、12月から始まる正規の都区協議に向けて、検討が進められています。

その他の課題

このほか、23区独自で対応を図るべき課題もあ

ります。

この秋にも法案提出が予定されている介護保険制度創設の動きについては、今後の区の行財政に大きな影響を及ぼすものとして注目し、具体的な対応策を検討していく必要があります。

来年度に本格実施される税制改革については、全貌が確定していない部分もあり、今年予定されている税制をめぐる国の検討状況をみながら、区としての対応を図っていく必要があります。

いわゆる首都機能移転問題については、特別区政懇談会に首都機能移転問題調査小委員会を設け

てさまざまな角度から検討を進めています。

現在の厳しい財政状況のもとで、各区で進められている行財政の見直しと並行して、使用料・手数料等の税外収入のあり方等に関して、一部23区共同で検討を進めることも予定されています。

以上のように、現在、23区が共同で取り組むべきさまざまな課題が山積し、また、これらが密接に関連し合いながら区政全体に大きな影響を及ぼすものと考えております。今後、これらの取組に万全を期し、区長会を中心に、23区が一丸となって対応していくことが求められています。(調査部)

特別区制度改革 平成9年通常国会での法改正をめざして要請活動を実施

平成8年10月

No.79

10月2日、特別区長会・特別区議会議長会の合同会議が開催されました。特別区制度改革については、平成6年12月に法改正の要請が国に正式受理されて以来、2年近くが経過し、平成12年の改革実施までに残された期間は3年余となっています。残された期間を考えると、次期通常国会での法改正が是非とも必要です。

今回の合同会議では、政局が重要な局面をむかえているこの時期に、制度改革の意義について広く理解を求めていく必要があるとの認識に基づき、政党など関係各方面や青島都知事への要望を行うことなどを取り決めました。

これをふまえて、区長会・議長会は、8日の総選挙の公示までの短期間に集中的に各政党の都連

事務局へ要請書を提出しました。

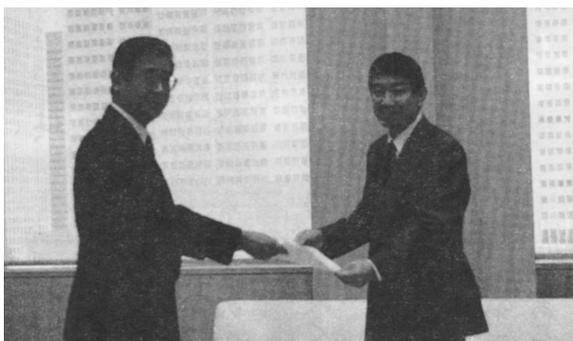
また、各区の判断で国会議員等への個別要請も行っています。

ところで、今回の制度改革は、「都のうちなる分権」としての性格をもっています。

現在、国において進められている地方分権は、府県・市町村制度という2層制を前提として検討されています。

しかし、都区については、地方自治法の上で都が基礎的な地方公共団体とされ、特別区は都の内部的部分団体とされているのです。

その意味で、国の地方分権の前に、まず、東京都における地方分権として特別区を基礎的な地方公共団体として法上明確にしておく必要があります。



都知事(右)に要望を提出する橋本議長会会長(10/2)

連絡調整会議 第4回 『幹事会』 開催される

平成8年10月

No.79

す。
現在、地方分権や行政改革など、国と地方の諸制度全般に対する見直しが進められています。こうした見直しの前に、特別区が地方自治法制定以

来半世紀にわたり切望してきた特別区制度改革を
実現しておくことが必要です。
そのためには、平成9年通常国会での法改正を
行うべく改革の意義について広く理解を求めている

くことが、特別区制度改革を平成12年に実現する
うえで是非とも必要であると考えています。

国、都、区の三者で構成する「都区制度改革連絡調整会議」の幹事会が、去る9月19日に開催されました。

この幹事会は、平成7年11月17日、当時の深谷自治大臣の呼びかけにより実現した連絡調整会議の下部組織として、設置されているものです。

今回の幹事会は4回目となりますが、法案上程の最も重要な判断基準とされている「清掃事業移管のための条件整備（新海面処分場・清掃工場・車庫）」の進捗状況について都区双方から報告がありました。

都側からは、清掃局矢島連絡調整担当部長から新海面処分場と清掃工場建設の進捗等について報告があり、区側からは(財)特別区協議会有田制度改革実施準備室長（事務局長事務取扱）が直営清掃

車の車庫整備の進捗等について報告しました。

その後、意見交換の場で、国側から個々の区
の車庫整備の進捗状況等について説明を求められ、
これを説明するなどして、今後とも「幹事会」で
三者の連絡・調整を図っていくこととしました。
なお、この「幹事会」の構成員は表のとおりです。

幹事会構成員

| | |
|--------------------------------|------|
| 自治省行政局行政課長 | 松浦正敬 |
| 東京都総務局区市町村連絡担当部長 | 有手 勉 |
| 特別区協議会制度改革実施準備室長 (事務局長事務取扱) | 有田昌志 |
| [オブザーバー] | |
| 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長 | 三本木徹 |
| 東京都清掃局連絡調整担当部長 | 矢島紘一 |
| 特別区協議会調査部長 | 尾井幹男 |

自治大臣、文部大臣、官房副長官を表敬訪問

平成8年12月

No.81

11月14日、第2次橋本内閣で就任した白川勝彦自治大臣を、区長会役員が表敬訪問しました。自治大臣は挨拶のなかで制度改革に重大な関心を示され、区長会役員からは、平成9年通常国会での法改正を強くお願いしました。

○平成9年通常国会での法改正に積極的な協力

また、同日、文部大臣に就任した小杉隆議員を、20日には、官房副長官に就任した与謝野馨議員を訪問し、平成9年通常国会での法改正への協力をお願いしました。この要請に対して、両閣僚からは、法改正に向けて積極的に協力する旨のお話がありました。

○あらゆる機会をとらえ関連法案の早期成立を

特別区を基礎的地方公共団体とする制度改革の要請が自治省に正式受理された後、平成7年11月には当時の深谷自治大臣によって、国・都・区の三者からなる都区制度改革連絡調整会議・同幹事会が設置されました。この場で自治省からは、制度改革をやるという意向は固めていること、制度改革に係る法改正については、移管事務に係る条件整備の進捗状況を見極めて行うとの考えが示されています。

特別区の条件整備は、関係区において進められています。今後の移管準備をスムーズに進めるためには法改正が重要な鍵となつてきます。今後も、平成9年通常国会での法改正を実現するため、あらゆる機会を捉えて関係者への働きかけを行っていくことが大切であると考えています。



白川自治大臣（左から2人目）を表敬訪問した区長会役員（11/14）

国、12年実施に間に合うよう法改正に努力

第3回「都区制度改革連絡調整会議」平成9年1月

No.82

国・都・区の三者で構成する「都区制度改革連絡調整会議」の第3回が、同会議の幹事会との合同会として、去る1月16日に開催されました。今回の連絡調整会議は、平成7年12月20日に行われた合同会以来1年ぶりに開催されたもので

す。法案の国会上程について、自治省は都区で進んでいる清掃事業移管の条件整備（車庫整備・清掃工場建設・新海面処分場等）の状況を見極める必要があるとの立場をとっています。今回の会議で

も、都区から詳細な進捗状況の説明を行いました。また、席上、区側から今国会での法改正を是非お願いしたい旨の要望を重ねて行いました。しかし、国・都・区の三者は、事実上の問題として今国会での改正は非常に難しいとの認識に達しまし

た。今後、精力的に条件整備を進めるとともに、12年の制度改革に間に合うよう、三者で努力していくことが確認されました。

ところで、法案上程については去る8年12月5

日、衆議院地方行政委員会において、東京11区選出の下村委員の質問に答えて、自治省行政局長が、あくまでも感触としながらも、平成12年の都区制度改革の実施には、平成9年の秋ごろまでの条件

整備の進捗状況をみたらうえて、平成10年での地方自治法改正でも間に合うのではないかとの考えを示しています。

「都区清掃事業検討会」ワーキンググループ設置 協議案の事務的検討始まる

平成9年4月

No.85

都区制度改革の柱の一つである清掃事業の移管内容については、平成6年9月の「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」により、大枠が都区で合意されています。

その後、都区双方で、それぞれの立場から実務的な検討を進めてきました。今後は、平成12年の清掃事業移管に向けて都区間の実務レベルで検討を行い、協議案の具体化を図っていく必要があります。

このため、都区清掃事業検討会の下に、課長級で構成されるワーキンググループを設置し検討を行うっていくことになりました。

特別区の動き

平成12年の清掃事業の区移管が目前に迫るなかで、特別区として円滑な移管を実現するために、これまで清掃部会を中心として移管に伴う課題（清掃部会では、平成8・9年度の2年間で80項目に上がる課題を整理・検討の予定）の整理・検討を進めてきました。

すでに本年1月末には、検討の中間のまとめと

して、「清掃部会課題検討グループ報告」をとりまとめ、それぞれの区で内部検討資料として活用されています。

都の動き

一方、都清掃局においても「清掃事業移管準備委員会」において、移管に係る諸課題の整理・検討を行っており、本年3月に「中間のまとめ」が作成されました。

「ワーキンググループ」の設置

このように都区双方で移管に係る課題について、一定レベルの検討が進んできていることから、平成9年度以降、清掃事業移管に係る課題について、都区共通認識の醸成や移管のための手順整理等、都区間で具体的に協議していく組織として、「清掃事業検討会」の下に「ワーキンググループ」を設置することとなりました。

「ワーキンググループ」の構成員

ワーキンググループの構成員は都区双方から各

7名が選出（別表）されています。

区側からは、清掃部会から選出された課長級職員、都側からは政策報道室・総務局・清掃局の課長級職員が構成員となっています。

検討事項

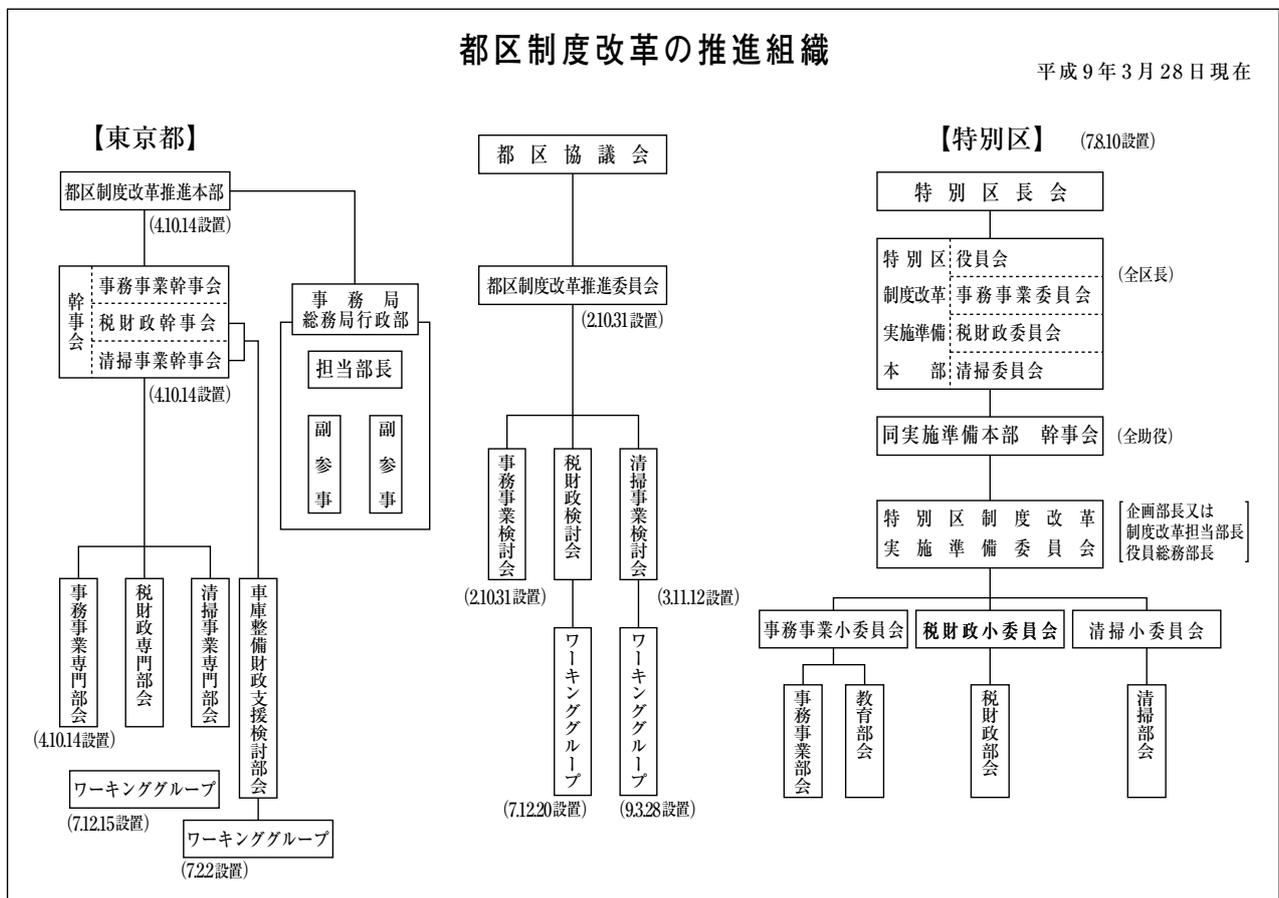
平成12年の清掃事業移管までに整理する課題が多岐にわたることから、当面、次の6項目について検討することになりました。

- ① 一般廃棄物処理計画に関する整理
- ② 可燃ごみの地域処理等に関する整理
- ③ 一般廃棄物処理業の許可等に関する整理
- ④ 雇上車両の契約事務等に関する整理
- ⑤ 地方自治法第252条の2の協議会に関する整理
- ⑥ 一部事務組合に関する整理

今後の日程

第1回のワーキンググループは4月17日に開催され、都区双方の「協議にあたっての基本的な考え方」の確認と「一般廃棄物処理計画に関する整

理」について精力的な検討が行われました。
 今後は、7月を目途に6項目の課題について、
 検討する方向性の整理等を行い、清掃事業検討会
 に報告することとなっています。



都区制度改革推進委員会清掃事業検討会ワーキンググループ構成員

| 都 側 | |
|--------------------------------|-------|
| 政策報道室政策調整部副参事 (政策調整・基地対策担当) | 松浦いづみ |
| 総務局行政部副参事 (都区制度担当) | 森 祐二郎 |
| 総務局行政部副参事 (都区制度担当) | 平井 孝夫 |
| 清掃局総務部副参事 (連絡調整担当) | 長嶋 博宣 |
| 清掃局作業部作業課長 | 小暮 哲義 |
| 清掃局工場管理部技術課長 | 茂中 勉 |
| 清掃局竹の塚清掃事業所長 | 青木 繁雄 |

| 区 側 | |
|-----------------------------|-------|
| 千代田区事務事業移管準備担当部長 | 吉本 博一 |
| 新宿区環境部清掃事業移管担当課長 | 転馬 武樹 |
| 荒川区企画部清掃事業担当課長 | 緒方 清 |
| 目黒区地域振興部清掃事業移管準備担当課長 | 諸星 英治 |
| 豊島区リサイクル清掃対策室清掃移管担当課長 | 藤好 雄志 |
| 葛飾区企画部移管準備担当課長 | 桑田 正彦 |
| 特別区協議会制度改革実施準備室 清掃事業担当課長 | 佐藤 良美 |

清掃事業職場紹介

清掃事業職場紹介①

派遣研修生からみた清掃事業 (1)

平成9年4月 No.85

平成12年に清掃事業が区へ移管されると、今の清掃局の仕事が私たちの職場にきます。そこで、今月号から12回にわたり、清掃局へ派遣されている研修生に研修の職場について紹介してもらいます。

まず第1回目は、8年度文京区から清掃局本郷清掃事務所に派遣された谷藤経さんです。

清掃事務所

清掃事業は、収集・運搬・処理・処分(資源化・再利用)の4段階に大別できます。その中で、清掃事務所は主に収集段階を担当しています。各区1〜3か所、23区内には44の清掃事務所があります。

現在、可燃ごみは週3回、不燃ごみは週1回、粗大ごみは月2回収集しています。このため、管

轄地域を分割(可燃はA・Bの2地区、粗大は12地区)して、効率的に収集を行っています。

この地区をさらに細分化し、それぞれを各組(収集職員2〜3名と車両)が担当します。1日の作業回数は基本的に5〜6回ですが、祝日回復作業(祝日はごみが減少する。この反動として次の収集日はごみの量が増大し、その対応を回復作業と呼ぶ)、年末年始その他の突発的事態が発生した時は回数増で対応します。

また、臨時の組を編成することもあります。

このように清掃事務所の主な役割はごみの収集ですが、これを円滑に行うために、住民・事業者に対する指導・相談を始めとして、大規模建築物に対する排出指導・立入調査、ごみの集積所の改善、不法投棄への対応などを行っています。そのため、日々住民・事業者と接し、話し合うことが

大切です。

また、平成8年度の「事業系ごみ有料化」の実施に際しては、事業者一人ひとりの理解と協力が不可欠でした。同様に、平成9年度の「東京ルー(週1回の資源回収日の設定、事業者による自己回収の促進、都によるペットボトルの回収システムの構築)」の確立には、行政と住民・事業者との深い信頼関係が必要です。

したがって、住民に身近な清掃事務所の役割は、今後より大きなものとなるでしょう。

清掃事業職場紹介②

派遣研修生からみた清掃事業 (2)

平成9年5月 No.86

前回から始まりました清掃職場紹介ですが、今月は8年度に清掃局池袋清掃事業所に派遣された北区の羽鳥栄さんの登場です。

清掃事業所

皆さん！清掃事業所とはどんな職場かご存じですか？

特別区制度改革を推進するためには、清掃事業移管に向けた直営車の車庫整備が前提条件となっています。その直営車の車庫業務を管理するのが

清掃事業所です。

現在、東京23区内には清掃事業所が15か所あり、そのうち8か所が清掃事務所との併設になっています。

また、清掃局で行っているごみの収集は、直営車が約3割を占めています。そして、清掃事業所の配車計画は、各清掃事務所の作業計画に基づいて行われています。

それでは、清掃事業所の1日を紹介します。

清掃事業所は朝が早い！

清掃車の出庫時間は8時20分となっていますが、運行前の車両点検や車の清掃、ラジオ体操、腰痛予防体操を行う必要があります、早い人では6時

30分には出勤しています。

また、出庫前に車輛の不備が発見された時のために、整備職員が待機しています。

出庫に際しては、全車一斉に出発するのではなく、さみだれ式に出発します。これは、近隣の住宅街や商店街に配慮したものです。

また、大通りに出るところでは担当技能長が誘導し、交通整理を行っています。出庫が一段落すると、整備職員は6か月点検や車検整備・故障車輛の修理を行っています。

事故も無く、全車帰庫してほっと一息！

事業所内では、定期的に事故防止対策の一環として研修会・講習会を開催していますが、1日の

走行距離は約80キロメートルになるので、交通事故、物損事故が全くない訳ではありません。

清掃車の帰庫は、午後3時前後に集中します。

しかし、配車先、搬入先によっては午後6時過ぎになることもあります。冬の間は、ライトを点灯して帰庫したのを何度も見かけたものです。清掃車は帰庫すると、まず燃料の充填を行い、架装(荷箱)部分、汚水タンクの洗浄、車体の洗車をを行います。

そして、日報を提出し、鍵を所定の位置に戻して、1日が終わります。

ともあれ、事故もなく全車帰庫して、はじめて1日が終わるのです。

清掃事業職場紹介③

派遣研修生からみた清掃事業(3)

平成9年6月 No.87

今月は「清掃工場」を紹介します。

8年度に清掃局足立清掃工場に派遣された足立区の秋腰光信さんの登場です。

清掃工場

清掃工場と聞いて皆さんはどのようなイメージをもたれるでしょうか。

清掃工場は、特に人口の集中している東京都区部においては、ごみを衛生的かつ、安定的に処理するため、必要不可欠な都市施設であるにもかかわらず、迷惑施設視されがちです。

しかし、清掃事業にあつては、最終処分場の延

命化のための中間処理施設として、大変重要な役割を果たしています。

現在、東京都区部では、本年2月の江戸川清掃工場のしゅん工により、15清掃工場が稼働しています。

可燃ごみの搬入・焼却

清掃工場における中間処理の流れは、可燃ごみの搬入↓焼却(運転)↓搬出の各計画で成り立っており、各計画は非常に密接な関係にあります。まず搬入計画ですが、年間計画に基づいて週間計画が立てられ、搬入予定日量が決まります。

搬入計画は、ごみの発生予想量と焼却計画のバランスのうえに成り立っており、各清掃工場のオーバーホール及び中間点検(年間計6週間程度)で炉が休止する場合には、数週間前から搬入量を減らし、ごみピット残量を調整していきます。

次に焼却計画ですが、各清掃工場では炉の設計カロリー、老朽度、ピットのごみ残量等を勘案して焼却計画を立て、ごみを焼却していきます。その際、ダイオキシンの発生を防ぐため、炉内温度を一定以上に保つなどの燃焼管理に注意しています。

清掃工場は発電所

清掃工場は発電所でもあるということをご存じでしょうか。焼却炉でゴミを燃焼させた熱を蒸気エネルギーとして回収し、蒸気タービンを回して発電しています。工場内で使用する電力を賄うほか、余剰電力を電力会社に売電し、18億円強（平成7年度東京都区部実績）の収入を得ました。

東京都では、エネルギー回収効率を高めるため

に、高効率発電のためのボイラー材料の実証実験を行っていましたが、先日これに成功し公表したところです。この技術を新設工場に適用できれば、発電効率は現状に比べて一挙に3倍になります。

自区内処理とは？

清掃事業の区移管にあたっては、「自区内処理原則」がキーワードになっています。この原則に則って、各区に清掃工場が整備されつつあります

が、景気低迷によるごみの減少、リサイクル施策の展開によるごみの減量化のなか、清掃工場における中間処理の重要性は変わらないものの、脱焼却の動きがあるのも事実です。清掃局派遣研修生として、なにが住民にとってベストチョイスかを考えて行動していきたいと思えます。

清掃事業職場紹介④

派遣研修生からみた清掃事業(4)

平成9年7月 No.88

今回は、8年度に清掃局作業部管理課手数料管理係で「有料化事業」実施に携わった、北区の永井和久さんの登場です。

事業系ごみ全面有料化

東京23区に残された最後の処分場（新海面処分場）の延命化を図るため、区部のごみ量の約6割を占める事業系ごみの減量を進めようと、昨年12月から「事業系ごみ全面有料化」が実施されました。

この制度によって、従来無料とされていた1日平均10kg以下のものも含めて、全ての事業系ごみに有料となり、東京都にごみ収集を依頼するときには、排出量に応じた有料ごみ処理券（有料シール）をごみ袋・容器に貼付することが必要となりました。

実施から8か月、スタート時は6割であった協

力が、現在では9割に達し、順調な滑り出しを見せている「有料化」。

今回は、その現況等について報告します。

有料化でごみは減ったのか

前述のとおり、今回の有料化はごみの減量が大きな目的の一つです。実施以降3か月のごみ量（局収集量と持込ごみ量の合計）を前年度と比較しますと、12月が7・4%、1月が3・4%、2月が9・1%と、平均で6・6%も減少しています。また、平成7年度と8年度の年間量においても、2・6%、11万トン減少しました。

ただし、局収集分のごみは減少しているものの、逆に、事業者や一般廃棄物処理業者による持込ごみは増加しており、直ちに有料化の効果と結論づけるには、まだ時間が必要です。

変化する清掃行政

東京都では、有料化と併せて、従来、清掃局が収集してきた事業者に対し、自己処理責任として業者収集に切り換える基準を1日平均100kg以上から50kg以上に変更しました。業者収集はシール貼付や記名の手間が省けたり、休日・夜間など希望時間に収集を行ってもらえるなどの理由から、事業者がごみ処理を一般廃棄物処理業者に依頼するケースが増えています。

清掃局、とりわけ収集現場では、これまで清潔の保持を第一とし、いかにきれいに片づけるかを主に業務が展開されてきました。

しかし、今後は、ごみをトータルに管理する環境行政としての立場を十分に生かしていくことが求められています。「可燃・不燃の分別」、「リサイクルの徹底」をはじめとする排出指導やごみ問題の相談等に、一層、比重を高めていくことが必

要となります。

有料化の事前説明には、約6000人の収集職員が、約56万もの全事業者を、2、3回にわたり訪問しました。収集運搬だけではない「都市にお

ける環境行政の担い手」として、清掃局は、今確かに変わりつつあります。

清掃事業職場紹介⑤

派遣研修生からみた清掃事業 (5)

平成9年8月 No. 89

今日は、8年度清掃局ごみ減量総合対策室企画担当課で「東京ルール懇談会」に携わった、板橋区の矢嶋吉雄さんの登場です。

○ 開かれた懇談会

東京ルール懇談会は、提言内容もさることながら、そのネーミングのユニークさとともに都民公募委員が参加した、都で初めての懇談会ということで注目されました。

懇談会の内容も、日常生活に身近なごみの問題を取り上げているため、毎回活発に議論が展開されました。特に、後半のテーマとなった事業者自己回収の促進に関しては、答申が出る直前まで議論が伯仲し、果して懇談会として意見が集約できるのか心配になったほどでした。

また、会議はすべて公開、会議録や提言はインターネットで発信されるという運営方式も、正に開かれた懇談会として私には新鮮に感じられました。

その分事務局の苦労は相当なものであったことは、容易に想像できると思います。これまで私が

経験した懇談会や討論会は、事務局をコンサルタント等に任せるものが多かったので、事務局を都の職員が自ら行っていたことには大変感心させられました。

開かれた区政をめざし、区も今後、政策決定過程を区民に広く公開することが求められています。その意味で東京ルール懇談会の運営を肌で体験できたことは貴重な経験をしたと思っています。

○ 都区の連携が不可欠

さて、東京ルール懇談会からは皆さんご承知のように3つの提言がなされ、都はこれを最大限尊重して施策に反映させるとしています。これに対して区はどうすればよいのでしょうか。

まず、行政による資源回収の徹底をめざすルール（東京ルールⅠ）ですが、最終処分場のひつ迫や23区の資源化率等を考慮すると、週1回の資源回収日の設置は必要であると考えます。その実現にあたり各区は現行の回収方式を拡充するか、清掃局と連携協力していくか、それぞれ判断するこ

とになります。これには、清掃事業全体の中での資源回収の位置づけや区民にとって真に望ましいサービスは何かというような視点から十分検討する必要がありますと思います。そして、いずれにしても、区民の理解と協力を得るための努力は欠かせません。

次に、事業者自己回収の促進をめざすルール（東京ルールⅡ、Ⅲ）についてですが、事業者自己回収は、ごみの発生そのものを抑える効果も期待できるため、今後のリサイクルの仕組みとしては有効な手段であると言えます。

しかしながら、先行して実施されているペットボトルの店頭回収では、多くの区民や販売事業者の参加を得ているものの、容器・内容物メーカーは依然不参加のままです。区からも容器・内容物メーカーに参加の要請をするなど、積極的な働きかけができないものでしょうか。

今後も東京ルールから目が離せません。

今月は、今年度清掃局ごみ減量総合対策室企画担当課で「清掃審議会」に携わっている、江東区の押田文子さんの登場です。

東京都清掃審議会とは

東京都清掃審議会とは、東京都廃棄物処理及び再生利用に関する条例第7条及び東京都清掃審議会条例第1条に基づき設置される都知事の諮問機関で、都知事が委嘱する学識経験者20名以内で組織され、臨時委員、専門調査員も置くことができるとなっています。昭和37年の設置以来、廃棄物の処理に関する基本的方針、重要事項を調査審議し、都はその答申を受け清掃事業の転機となる施策を展開してきました。

平成2年及び6年の答申に基づく「ごみ減量化行動計画」の策定、事業系ごみ全面有料化の実施等ごみ減量・リサイクル施策は皆さんもご存じのことと思います。

今まさに「清掃事業の今後のあり方について」都区部のごみ量は減少傾向にあるものの依然として高水準であり、新海面処分場は東京港内に確保しうる最後の処分場です。

今回の清掃審議会への諮問は、この現状をふまえ、厳しい財政状況のもと、環境への負荷の低減を図り、さらなるごみ減量・リサイクルを推進し、恒久的な循環型社会の構築をめざしてなされたものです。

審議会では臨時委員を含む10名からなる小委員会を設け、公開を原則とし、常に多くの傍聴者、報道関係者のもと厳粛な雰囲気の中で多岐にわたる熱のこもった議論が繰り返されました。小委員会において回を重ねるごとに広がり深まる議論のため、事務局の事前の資料準備、運営への工夫は質、量ともに相当なものでした。

そうしてなされた清掃審議会最終答申には、今後の清掃事業に係る全てのものが重く受け止められ、実現していくべきキーワードがちりばめられています。

第一には、総量規制的発想をもった施策の構築

です。処分場の延命化を図ることは、何よりも緊急に対処すべき課題です。例えば、目標年次までに最終処分量を現在の半分まで削減するといった具体的な目標を掲げ、ごみの発生・排出抑制を促そうというものです。

次には、循環型経済システムの実現です。ごみを処理する最終段階からの積極的なアプローチにより、生産・流通段階に至る社会経済システムを変革していくこうとするものです。

そして、循環型ごみ処理システムの具体化です。ごみの適正処理に止まらず、ごみとなる前の資源化、ごみとして処理する段階での資源化を進め、最終処分量を限りなくゼロに近づけようとするものです。

答申内容は住民、事業者の参画そして特に都区間の明確な役割分担と連携なしに実現しえないものです。私たち特別区は、清掃事業の今後を担う一翼として始動したばかりですが、各区の特性、地域性を生かし、各区間、都区の連携のもと効率的で柔軟なシステムを組み立てていきたいものです。

今月は、8年度清掃局工場管理部管理課で研修を受けた、港区の小山淳さんの登場です。

〇可燃ごみの焼却処理

現在、東京23区から発生する可燃ごみは、23区内にある15の清掃工場へ搬入されています。平成

8年度には、約319万トンの可燃ごみが焼却処理されました。

また、平成9年2月には、江戸川清掃工場のしゅ

ん工により、23区から発生する可燃ごみの全量焼却が達成されました。

可燃ごみの全量焼却は、衛生的に優れた処理方法であるとともに、ごみの大幅な減量化を図ることができ、限りある最終処分場の長期的な利用を可能にしています。

また、可燃ごみの発生量が依然として高い水準にある現状では、最終処分場の延命化を図るために、当面は焼却処理という従来型の廃棄物処理(中間処理)は避けられず、より効果的で安全な焼却処理技術を確立していく必要があります。

私が配属された工場管理部は、23区内全ての清掃工場の運営、管理を統括しています。老朽化した工場や最新の工場等いろいろな状況に応じて、工場の職員と連携をしながら、補修、整備計画を立案、実施しています。

清掃事業職場紹介⑧

派遣研修生からみた清掃事業(8)

平成9年11月 No.92

今月は、8年度清掃局工場建設推進室で研修を行った、文京区の山崎克己さんの登場です。

工場建設推進室とは

平成3年10月、可燃ごみの全量焼却の達成と、安定的な焼却体制を確保することにより、最終処分場の延命化を図ることを目標として、清掃工場建設計画が策定されました。工場建設推進室は、この計画を実現するための組織として平成3年12月に発足しました(今年の9月に、近年のごみの

また、工場の公害防止のため、施設改修や燃焼管理について、調査、研究し改善に努めています。

○可燃ごみの搬入量調整

工場管理部の主要な業務の一つとして、23区から発生する可燃ごみの搬入計画があります。

清掃工場への可燃ごみの搬入計画は、作業部が策定する作業計画をふまえて、週単位で策定されます。

しかし、ごみの発生量には、季節的な変動や地域特性による偏りがあるため、一様ではありません。このため、計画量と実際のごみ発生量との乖離や清掃工場の定期点検、中間点検による焼却炉の停止、ピット残(ごみバンカ内のごみ貯留量)の状況、清掃工場運営協議会による操業協定上の各種制限等これらの全てを考慮し、週単位で計画

的にごみ搬入量の調整を行います。

また、清掃工場において、クレーン、ボイラー等の機器の故障や不測の事態が発生し、計画に基づくごみの搬入ができなくなった場合は、緊急的にごみ搬入量の調整を行います。この場合、効率的な収集運搬(近距離輸送)を考慮した体制が予め組まれており、一定の地域内(ブロック内)にある清掃工場間においてごみ搬入量の調整がなされています。

このように、工場管理部では清掃工場の性能の維持向上と公害の防止に努めるとともに、安定的なごみの収集、運搬、処理のため調整を行っています。

最後に1年間工場管理部で研修を受けて、清掃事業の奥深さを学ぶことができ、今後の区政運営に反映できるよう努力していきたいと思っています。

清掃工場建設の難しさ

清掃工場の必要性は多くの人々が認めているものの、工場の近隣住民からは迷惑施設と受け止められてしまうため、建設には多くの困難が生じます。昭和40年代のごみ戦争当時の杉並清掃工場の建設には、約20年もの年月を要したのは、はじめとして、計画どおりに建設された清掃工場はほとんどありません。

また、最近のごみ焼却に伴って発生するダイオキシン類の影響が大きな社会問題となっており、

量や質の変化等の清掃事業をとりまく環境の変化に伴い、清掃工場建設計画の見直しが行われ、清掃工場整備計画に改められました。工場建設推進室の業務は、用地取得、地元折衝、都市計画決定・環境影響評価(アセスメント)等多岐に渡っており、清掃工場の建設に係わる業務のうち、建設工事以外のほとんどの部分を担当しています。

清掃工場の建設はより難しい状況になってきています。

私が工場建設推進室に在籍した平成8年度は、渋谷、中央地区清掃工場の建設が都市計画決定・環境影響評価の手続きに入る段階にあり、両工場の担当者は連日のように地元に向いて折衝や説明会を行っていました。マスクミでも取り上げられご存じの方も多いでしょうが、渋谷地区清掃工場の建設に対しては地元住民の反対が極めて激しく、説明会が流会となったこともあるなど、担当

した職員の方々の苦労は大変なものでした。

これからの清掃工場

このように、非常に困難を極める清掃工場の建設ですが、清掃事業の区移管後は、各区が実施することになります。生ごみの堆肥化、ごみ固形燃料化等非焼却型のごみ処理施設もあります。800万の人口を抱える23区では導入が困難です。現在の技術ではどうしても焼却型の清掃工場

に頼らざるを得ません。

こうした中で住民との合意を図りつつ清掃工場の建設を行っていくためには、ごみの発生を抑制し、リサイクルを進め、清掃工場で処理するごみを削減することによって、工場の規模を小さくし、周辺環境への負荷を最小限に抑えることが必要です。

住民に身近な基礎的自治体として、いかに住民の理解と協力を得て清掃工場を建設していくか、各区の真価が問われることになるでしょう。

清掃事業職場紹介⑨

派遣研修生からみた清掃事業(9)

平成9年12月 No.93

今月は、8年度に清掃局作業部作業課車両船舶係で研修を行った、中央区の荻原雅彦さんの登場です。

作業部作業課車両船舶係

作業部作業課とは、23区内にある事務所や事業所を統括している言わば、清掃作業の中核的な存在で車両船舶係はその中で清掃作業に必要な車両や船舶などの機材に関することを担当しています。皆さんも街なかでよく見かけるとは思います。白と青2色のごみ収集車を購入することが係の主な仕事のうちのひとつです。

現在、東京都がごみ収集作業を行うにあたっては、東京都が所有する直営車と運転手付きで民間会社から雇い上げている雇上車とを使用しています。約1000台の直営車と約1800台の雇

上車とを使用していますが、この直営車のうち100から200台程度を毎年購入しています。

ごみ収集車を購入する際には、厳しい財政状況を考慮しながらも常に安全性及び作業性の向上を追求しなければなりません。

と言うのも、回収したごみを荷箱の奥へ押し込む鉄板に巻き込まれるなどして収集職員が死亡・負傷する事故が過去に何度か起きているからです。このため、常に現場からの意見を聞いて毎年改善・改良を重ねることが必要不可欠なのです。

前述の鉄板に上半身を巻き込まれて停止スイッチを手で押すことができない場合の対策として、足で押すことができる場所にも停止スイッチを設けたこともその一例です。

環境問題等に対する配慮

また、環境問題に対する配慮も大変重要な課題の一つです。自動車による大気汚染や騒音などが問題となっている昨今において、3000台近いごみ収集車が23区内を走行している現状を考えれば当然のことです。ごみ収集車という特殊性もあって、全く無公害な車両を使用することは、現時点において不可能なのですが、LPガス車など比較的低公害な車両を積極的に導入しています。

このほか車両火災といった問題もあります。本来排出禁止物であるはずのマッチなどがごみの中に混入していると、ごみ収集車の荷箱の中で発火して車両火災を起こすことがあります(業界用語で「かちかち山」といいます)。ごみを出す側のモラルが問われる問題であります。

以上のほかにもさまざまな問題があります。例

えば、ごみ収集車が左折する際には、歩行者等を巻き込まないようにとの配慮から「左に曲がりません」という音声アラームが自動的に流れるようになっていたのですが、この音声がうるさいという苦情を受けたことがあります。耳が遠い方などの

ためにはある程度の音量が必要なのですが、閑静な住宅街ではそれも騒音となってしまいうつです。住民ニーズの多様化ということを感じます。車両船舶係を離れてすでに9か月ほど経過しましたが、街中でごみ収集車を見かけると

いまでも当時の職場を思い出し、いろいろなことが気にかかります。

今日は、8年度清掃局総務部経理課用度係で研修を行った、葛飾区の濱田茂男さんの登場です。

派遣研修先としての経理課用度係

清掃事業を学ぶための派遣研修先にどうして経理課用度係があるのか、不思議に思われる人もいるのではないのでしょうか。

言うまでもなく、清掃事業のメインは、家庭等から集積所に出されたごみを車両で収集し、清掃工場などで中間処理した後、最終処分場で処分する一連の流れにあります。

また、ごみの資源化及び再利用に関わる事業も清掃事業に含めて考えられると思います。

経理課は、予算、決算及び会計などを分掌事務とし、清掃局事業全般を下から支える裏方です。その中で用度係は、局発注の工事請負、業務委託及び物品の購入などの契約事務を担当しています。

規則上、一定金額以上の契約案件については財務局扱いとなりますが、「汚物（言葉が古い）の処分に関する契約」については青天井で清掃局

扱いとなっています。

用度係は直接の事業担当ではありません。しかし、清掃事務所を統括する作業部などの事業担当からは契約締結にあたって、また時には、その前の段階から、契約内容ひいては事業内容の概略をレクチャーしてもらうことがあるので、清掃事業について見聞を広めることができます。

例えば、東京23区内唯一の最終処分場である中央防波堤外側処分場で使用する作業用機材（埋立地内の悪路を走る特殊仕様のダンプなど）の借り上げにあたっては、直接現地へ赴きました。当該機材を目の当たりにすることによって、どうしてこの機材の借り上げが必要なのか、肌で感得するものがありました。

車両検査って？

東京23区内をごみ収集するために、清掃局が使用する車両は2800台あります。そのうちの約75%は雇上車両といって民間会社が所有するものです。車両の荷台部分に書かれている文字が「東京清掃局」とあるのが清掃局の直営車両、「東

京都清掃事業」とあるのが雇上車両です。この雇上車両については、直営車両と同水準の架装基準（簡単に言えば荷台部分の性能のこと）等を要求しています。そのため、毎年契約前に、車両検査を実施しています。

例えば、町中でよく見かける清掃車両（新小型特殊車、俗にパッカー車と呼んだりもします。）には汚水受けがついています。この部分についているパッキングがゆるんだりすると、走りながら汚水を道路にまいてしまったり、一般車両にかけてしまったりする可能性があります。そういった事故を未然に防ぐためにも車両検査を実施しています。この車両検査の段取りは用度係が行っています。このようなことは、特別区ではあまり聞かない話かもしれません。

最後に

清掃事業は東京都が一括して実施しています。規模が大きいための利点もあるでしょうが、そのために住民にとって見えない、また、分かりづらい仕組みも多々あると思います。それは、契約一

つをとっても同じことです。契約は事業運営の一部です。住民に身近な事業として各区の特性に合った清掃事業が展開されるときには、今まで以上

に住民の理解が得られるような、より効率的で透明性の高い契約事務の履行が求められるでしょう。

今回は、8年度清掃局総務部経理課予算係で研修を行った、足立区の鈴木啓明さんの登場です。

経理課予算係の業務

清掃局では、ごみ、し尿の収集・運搬・処分・処分という適正処理とあわせて、資源循環型社会の構築をめざし、ごみの資源化やリサイクル事業などさまざまな事業を行っています。

この清掃事業の、翌年度に向けた計画ともいえる予算の編成と前年度予算の執行状況をまとめる決算が経理課予算係の主要業務です。

局内の各執行課の予算要求を取りまとめ、清掃局としての予算要求を財務局に行い、予算を編成していくという清掃局全体のまとめ役であり、方針を打ち出していく重要な役割を持った係です。予算の編成は、年間計画の策定と考えることもできるため、清掃事業全体の方向性を大局的に学ぶことができます。

また、予算係というと机上の事務のイメージが強いと思いますが、予算編成にあたっては事業の内容について知っていることが条件となるため、さまざまな事業や施設を見に行くことも大事な仕事なのです。多摩の清掃事業の状況や埋立処分場、

清掃工場の施設などでは、普段見ることができないところまで見ることができ、清掃事業の奥の深さを感じることが出来ます。

ごみ量・し尿量

清掃事業は言うまでもなく、ごみやし尿の収集・運搬・処分・処分をし、住民の生活環境を保全する適正処理の事業が中心となります。これらの事業にかかる人員や機材等を積算する基になるのがごみ量(可燃・不燃・粗大・持込など)・し尿量です。

翌年度のごみ量・し尿量を推計し、局としてのごみ量・し尿量を決定します。このごみ量・し尿量が基になり必要人員、機材等を割り出し経費を算定するため、予算の編成にあたっては、ごみ量・し尿量の決定が最初の一步であり基礎となります。

平成9年度予算について

清掃局の平成9年度の歳出予算額は308億6700万円です。この金額を聞いてもピンとこないと思いますが、23区に居住している一世帯約2・2人)あたり年間8万6758円、1人あた

り3万8897円の計算になります。

歳出予算の内訳は、人件費が約753億円(24・4%)、清掃管理費が約126億円(4・1%)。このうち、事務所事業所費約26億円ほか)、廃棄物対策費1169億円(37・8%)。このうち、ごみ収集約555億円、ごみ焼却約241億円、ごみ埋立約175億円、し尿対策約17億円ほか)、施設整備費が約1041億円(33・7%)。このうち、工場の建設・建替と新海面処分場の建設約955億円ほか)です。

また、これらの中には、ごみの減量・資源化に関する予算が約56億円(キャンペーン約3億円、東京ルール約21億円、事業系ごみ減量化対策約26億円など)含まれ、清掃局の主要事業となっています。

最後に

東京都が23区を一括して行っている清掃事業を、平成12年からは各区が行うこととなり、当然、平成11年度には各区で清掃関連の予算を編成することとなります。自治体にコストの削減や住民サービスの向上が求められ、ごみ問題に住民の関心が高まっている今、各区は住民により身近な

自治体として、事業計画の策定や予算の編成にあたり、効率的で住民に分かりやすい事業の運営を

めざしていくことが必要となるでしょう。

清掃事業職場紹介⑫

派遣研修生からみた清掃事業(12)

平成10年3月 No.96

4月から連載してきたこのシリーズも今回、第12回をもって最終回となりました。トリは、8年度清掃局ごみ減量総合対策室広報普及担当課で研修を行った、杉並区の関谷隆さんです。

広報普及担当課

広報普及担当課は、清掃局と住民との接点となる組織といえます。住民、事業者に対し、ごみ問題に関する理解を深めることを目的としてさまざまな普及広報活動を展開しています。

ごみ減量キャンペーン

バブル経済も絶頂期にあった平成元年、区部のごみ量もピークに達しました(年間490万トン)。そうした状況の中で、ごみの急増に対する危機意識を強め、同年から「TOKYO SLIM」キャンペーンを開始しました。以来、現在に至るまで、PR効果の高いTV、ラジオ、新聞、ポスター、各種印刷媒体を効果的に組み合わせ、その相乗効果を狙うメディアミックスの手法によりPR活動を推進してきています。

800万区民を対象にしたPR戦略

もとより清掃事業は、誰もがサービスの受け手

であるという意味において、自治体が関わる事業の中でも、とりわけ住民生活に密着した事業であるといえます。そのため、清掃事業を円滑に推進していくためには、800万区民の合意形成と協力が何といても欠かせません。事業系ごみの全面有料化を例に取れば分かるように、新たな施策を展開していく際には、かなり早い時期からPRを開始しなければなりません。

例えば、芸能人等を起用し、TV、ポスター等でイメージを浸透させ、東京都広報やリーフレット等の媒体により、内容理解の深化を図ります。さらに、清掃協力会(清掃行政に対する住民の協力組織)等と連携し、住民間のネットワークを活用したPRを実施します。もちろん、職員一人ひとりが広報マンとなって足を運んで進める広報を実践していくことも不可欠です。

また、財政状況も厳しい今日では、パブリシティも重要な施策の一つです。近年の環境、リサイクルに対する関心の高まりと相まって、「東京都区部の清掃事業が大規模であるため、報道機関の関心を集めているところですよ。」

しかし、無料で報道してもらえない反面、事実が必ずしも正しく伝わらなかったり、誤認に基づいて報道される場合もあり、資料や情報を提供する

際には、気苦労が伴うのも事実です。

その他、啓発用ビデオの貸出やイベントの開催、清掃施設の見学会など、さまざまな事業を展開し、普及啓発活動を推進しています。

また、住民からの苦情や要望に対する適切な対応も、広報事業との両輪となるものです。清掃局にも日常的にさまざまな声が寄せられるのですが、区レベルの苦情・要望と対比してみると、概して、清掃事業の実情をよく理解している方からの専門的な問い合わせが多いように思います。清掃事業が区に移管されると、より身近な存在になるが故、区民からすれば、苦情や要望も言いやすくなるでしょうし、また区としても、そうした区民の声を基盤にした清掃事業を創造していくことが欠かせないと思います。

より住民に身近な清掃事業をめざして

さて、清掃事業移管後の各区分は、それぞれの地域性や特色に合ったPR戦略を練っていかねばなりません。

そのためには、区広報の積極的な活用はもちろんのこと、清掃協力会をはじめ、さまざまな清掃・リサイクル関係の住民組織との連携をさらに強化し、多くの区民の参加と協力により推進する普及

啓発活動へと軸足を移して行くことが望まれます。

特別区制度改革実施準備本部改編される

5月16日、区長会は、特別区制度改革の検討組織である「特別区制度改革実施準備本部」を改編し、検討体制を充実しました。

○制度改革をめぐる国・都の状況

特別区制度改革については、平成9年2月7日の衆議院予算委員会、3月27日の参議院地方行政委員会において、自治大臣は、「自治省としては、条件整備が達成されることを期待し、条件整備が達成されることを前提に、都区制度改革の実現のため、地方自治法の一部改正が早期にスムーズに行われるよう、関係法令の改正等を含めてこれまで以上に一層努力していく」旨の答弁を行っています。

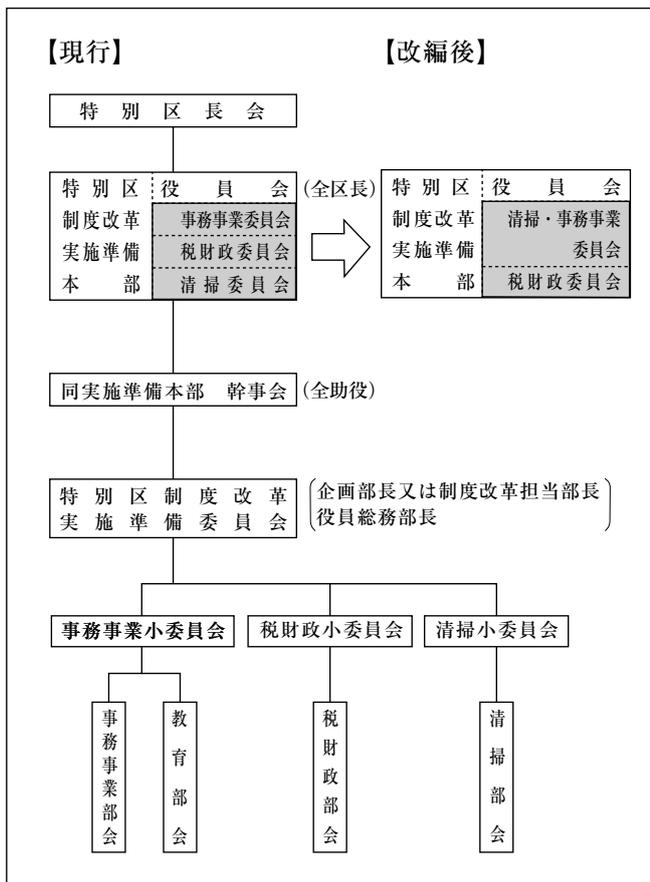
また、東京都においては、4月18日「都区制度改革推進本部」が開催され、平成10年の通常国会における法改正をめざして取り組んでいくとの方針が決定されました。都知事は、制度改革を、任期中における最も重要な政策として取り組んでいくとのコメントを発表しました。

○区側検討体制を改編

特別区としては、法改正のための条件整備を早急に進める必要があります。

また、制度改革実現後の清掃事業等事務事業の円滑な運営や新しい財政調整制度における財政運営等について、今まで以上に具体的な検討が必要となります。

そこで、特別区制度改革実施準備本部の委員会を改編し、適宜適切な検討が行えるよう検討体制の充実を図ったものです。



平成9年5月

No.86

特別区制度改革法改正に向けて 各区の確実な条件整備が鍵

平成9年6月

No.87

制度改革のための法改正について、自治省は、清掃事業の条件整備の確認が前提であることを表明しています。特別区は、平成12年4月の制度改革実現のために、受入れ準備を着実に進め、平成10年通常国会での法改正を確実なものにしなければなりません。そこで、現在各区は、全力をあげて、受入れ準備を進めているところです。

本年2月、自治大臣は、衆議院予算委員会において、平成12年4月に制度改革を実現することをめどとしていること、及び法改正については、条件整備が達成されることを前提に一層努力していくとの答弁を行っています。

また、かつて自治省は、法改正の時期は条件整備の達成状況を見たうえで、自治省が見極めるとしていましたが、3月27日の参議院地方行政委員会において、自治省の行政局長は、平成12年4月には事業が実施できるという確認を関係者間でしてもらえればよい旨の答弁をしています。

つまり、自治省が確認するのではなくて、自治省は、一日も早い当事者間での確認を期待しているということです。

○都における確認作業の状況

したがって、条件整備の確認がされるかどうか、特別区制度改革の鍵となっています。確認作業は、都の労使の間で行われますが、協議は、5月12日、「清掃区移管問題対策委員会小

整備状況

| 現況及び用途地域 | 計画の概要 | 住民説明 | 議会説明 |
|---|--|----------------|------|
| 更地、商業地域、容積率500% | 庁舎、洗車、汚水処理、認証整備工場、屋内一部機械式立体車庫 | 合意 | 実施 |
| 都有地、商業地域、清掃工場敷地内 | 庁舎、洗車、汚水処理、認証整備工場、屋内単層車庫 | 実施 | 実施 |
| 区立公園用地(清水川橋公園) | 屋外単層車庫 | 実施 | 実施 |
| 高等学校、準工業地域 | 庁舎、洗車、汚水処理、非認証整備工場、屋内単層車庫 | 実施 | 実施 |
| 旧東京北部小包集中局、商業・準工業 | 庁舎、洗車、汚水処理、認証整備工場、屋内単層車庫 | 実施 | 実施 |
| 更地、準工業地域 | 庁舎、洗車、汚水処理、認証整備工場、給油、屋内単層車庫 | 実施 | 実施 |
| 更地、商業・第1種中高層住居専用 | 庁舎、洗車、汚水処理、認証整備工場、屋内単層車庫 | 実施 | 実施 |
| ① 公共駐車場、商業地域 ② 現清掃局宇田川分室、商業地域 | ① 洗車、汚水処理、非認証整備工場、屋内立体車庫 ② 庁舎 | 9年7月以降 説明開始 | 実施 |
| 国鉄清算事業団用地、商業地域 | 庁舎、洗車、汚水処理、認証整備工場、屋内単層車庫 | 実施 | 実施 |
| ① 第2種住居・近隣商業地域 ①' 近隣商業・第1種中高層住居専用 ② 近隣商業・第2種中高層住居専用 | ① 洗車、汚水処理、非認証整備工場、屋内単層車庫 ①' 庁舎 ② 庁舎、洗車、汚水処理、非認証整備工場、屋内立体車庫 | 実施 (一部地域) | 実施 |
| 更地、工業地域 | 庁舎、洗車、汚水処理、認証整備工場、屋内単層車庫 | 実施 | 実施 |
| 国鉄清算事業団用地、準工業地域 | 庁舎、洗車、汚水処理、認証整備工場、給油、屋内単層車庫 | 実施 | 実施 |
| | 庁舎、洗車、汚水処理、認証整備工場、給油、屋内単層車庫 | 9年6月以降 開始 | |

委員会」に、直営車庫の整備状況が報告されたのを皮切りに、精力的に進められているところだす。

○今年の夏までには確認を

法改正のためには、各省庁が、次期通常国会に提出する法律案の件名及び要旨を9月下旬までに内閣官房に提出することが原則となっています。

したがって、スケジュールを逆算していくと、平成10年通常国会での法改正のためには、条件整備の確認は、遅くとも今年の夏までには行われる必要があります。

今回が、法改正のラストチャンスであるためばかりではなく、平成12年4月からの事業の実施を確実なものとするためにも、今こそ受入れ準備に、23区が一体となって取り組んでいかなければなりません。

直営清掃車の車庫

| 項目 区名 | 車両台数 台数(うち大型) | 用地取得等の状況 | | | 車庫所在地及び最寄り駅 | 敷地面積 m ² |
|----------|------------------|----------|--------------------|--------------|--|-------------------------|
| | | 取得済 | 取得予定 | その他 | | |
| 千代田区 | 18 (4) | 一部取得 | 6月 | (残地：清算事業団用地) | 千代田区飯田橋3-9、10：JR・営団飯田橋駅徒歩3分 | 1,793 |
| 中央区 | 20 (12) | ◎ | | 清掃工場還元施設内 | 中央区晴海5丁目2番：営団築地駅、都営バス晴海会場徒歩5分 | 2,600 |
| 新宿区 | 18 (4) | ◎ | | 区立公園転用 | 下落合1丁目1番：JR・高田馬場駅徒歩10分 | 1,246 の一部 |
| 文京区 | 28 | | 9月 | | 小石川5-40-18：営団茗荷谷駅徒歩10分 | 2,505 |
| 台東区 | 33 (9) | — | 所有者と賃借の覚書を調整中 | | 清川2-24-26：営団南千住駅徒歩10分 | 10,200 の一部 |
| 墨田区 | 36 (4) | ◎ | | | 業平5丁目6番：京成押上駅徒歩6分 | 3,962 |
| 目黒区 | 20 (1) | ◎ | | | 中目黒4丁目1番：営団中目黒駅徒歩15分 | 1,916 |
| 渋谷区 | 47 (1) | — | ◎ ² 都有地 | | ① 公共駐車場の一部借用 宇田川町1番1号：JR渋谷駅徒歩10分 ② 都有地取得 宇田川町11番8号 | 4,079 (延べ床面積) 353 |
| 中野区 | 41 (1) | — | 8月用地確保手続、3月取得、から借用 | 土地開発公社 | 中野4丁目9番：JR中野駅徒歩2分 | 3,500 |
| 杉並区 | 53 (1) | 一部取得 | ① 7月 | | ① 杉並清掃工場内 }：井の頭線高井戸 ① 杉並清掃工場周辺地域 } 駅徒歩5分 ② 高円寺体育館併設(区有地)：営団東高円寺駅徒歩5分 | 1,690 530 1,666 |
| 北区 | 37 (1) | ◎ | | | 浮間5-13：JR浮間舟渡駅徒歩12分 | 2,500 |
| 荒川区 | 22 | | 6月 | | 南千住4丁目1番先：JR南千住駅徒歩10分 | 1,900 |
| 練馬区 | 62 (3) | | 7月 | 所有者と調整中 | | |
| 合計 | 435 (41) | 5 | | | | |

※◎は用地の全部を取得等措置済

※敷地面積は小数点以下四捨五入

「都区清掃事業検討会」

検討結果まとまる！

平成9年7月

No.88

都区清掃事業検討会では、ワーキンググループを設置し、清掃事業の区移管について、基本的課題の整理を行ってきたところですが、この程、その結果がまとまりました。

◆検討経緯

都区清掃事業検討会は、清掃事業移管後の新たな組織や事務執行方法を考える上で、特に基本的かつ重要な課題6項目について、都区の実務レベルで整理を行うため、平成9年3月にワーキンググループを設置しました。ワーキンググループでは、事業を円滑に引き継ぐことを基本的なスタンスとし、6課題の整理を行ってきたところです。その結果、7月14日に、「清掃事業の移管に伴う基本的課題に関するまとめ」として、都区清掃事業検討会に報告し、了承されました。

◆検討課題

- 1 整理を行った課題は次の6項目です。
- 1 一般廃棄物処理計画に関する整理
- 2 可燃ごみの地域処理等に関する整理
- 3 一般廃棄物処理業の許可等に関する整理
- 4 雇上車両の契約事務等に関する整理
- 5 地方自治法第252条の2の協議会に関する整理
- 6 一部事務組合に関する整理

◆まとめの概要

まとめの主な概要は次のとおりです。

①一般廃棄物処理計画に関する整理

各区が法の定めにより一般廃棄物処理計画（長期の基本計画と年度毎の実施計画）を策定するにあたっては、ごみ量の推計方法やごみの種類、積載基準等を23区で統一し、その調整は清掃協議会が行う。

ごみ量の推計方法は、持込みごみの区別ごみ量も含め早急に確立する。

また、長期の基本計画は都の計画や区の基本構想と整合性を図りつつ区が策定し、移管当初の平成12年度の実施計画は都の協力のもとに区が作成する。

②一般廃棄物処理業の許可等に関する整理

移管後、複数区での許可申請が必要になることから、処理業者の負担増を軽減するために、許可要件の統一や清掃協議会による許可事務の一部の一括処理等を検討していく。

③地方自治法第252条の2の協議会に関する整理

不燃ごみの搬入調整を円滑に行うため、不燃ごみの中間処理施設を運営する一部事務組合も清掃協議会の一員とする。

協議会の機能としては、法の規定上の管理執行型と連絡調整型の両方を併せ持つものとする。ほとんどの事務が連絡調整型であると思われるが、



都区清掃事業検討会（7/14 都庁会議室にて）

管理執行型に該当する事務を今後明確にしていく。

連絡調整型の調整事項については規約に明示する等の方法で構成員間の意思決定の実効性を担保する必要がある、さらに、その調整においては、構成員合意のルールに基づくことを基本とする。

また、法改正の動向を考慮しつつ協議会及びその準備組織を早急に設立する。

④その他

可燃ごみの地域処理等に関しては、地域処理と

相互支援を反映した協定、地域処理の具体的枠組み、清掃協議会における調整について整理した。

雇上車両の契約事務等に関しては、清掃協議会が関与する契約の範囲、配車及び契約の基本的な考え方、規定整備の内容、覚書締結の必要性について整理した。

一部事務組合に関しては、帰属主体の異なる大田工場の管理運営、施設の整備のほか、設立のスケジュールについて整理した。

◆今後の検討予定

清掃事業検討会では、この6課題についてさらに詳細に整理を行うほか、それ以外の課題についても整理を行う必要があることから、ワーキンググループにおいて引き続き整理を行い、平成10年3月を目標に一定のとりまとめを行うとしています。

第6回都区制度改革連絡調整会議幹事会開催される

平成9年7月

No.88

国、都、区の三者で構成する「都区制度改革連絡調整会議」の幹事会が、去る6月26日に開催されました。

今回の会議は、平成9年の法改正が見送られた以後、初めての会議で、平成10年法改正に向けて、三者の取組状況を確認・調整するものとなりました。

会議では、清掃事業の移管に関わる条件整備の進捗状況等について、前回に引き続き都区双方から詳細な報告が行われました。

特に今回は、都側から、清掃事業の移管に係る労使協議の状況及び事務事業の移管等についての関係各省への説明状況等について、報告が行われました。

その後、意見交換が行われ、三者それぞれが、関係者との調整を十分図りつつ、引き続き平成12年4月の都区制度改革の実現に向けて努力することが確認されました。

特別区制度改革は、平成10年の法改正に向けて、重要な時期をむかえています。

特別区は、法改正を確実なものとするための取組について、8月20日、特別区制度改革実施準備本部役員会、清掃・事務事業委員会合同会を開いて、対応を協議しました。

◎「鍵」を握る関係者間の合意

自治省は、国会答弁等で、再三にわたり、清掃事業の区移管にかかる関係者間での確認さえあれば法改正を行う旨の考え方を示しています。

制度改革の最後のチャンスである平成10年の法改正を実現するためには、通常の法改正のスケジュールからすると、今年の9月に、関係者間での確認を得て自治省に要請する必要があります。

この関係者間での確認とは、平成6年12月15日、東京都と東京清掃労働組合との間でかわされた「清掃事業の特別区への移管に関わる覚書」とおり、条件整備が達成されているかどうかを確認するという事です。

◎条件整備の達成状況

特別区の役割分担として達成しなければならぬ条件整備は、清掃車両（直営分）の車庫を全区に整備することであり、整備を必要とする区は13区です。

昨年4月の区長会では、車庫整備は13区だけの

問題ではなく、23区共通の課題であるとの認識のもとに、区長会が一丸となって問題解決を図っていかねばならないということが確認されています。

しかし現時点では、大方の区では整備の目処がついているところですが、数区において、手続きが予定より遅れており、これが、関係者間での確認作業に大きな影響を与えかねないとの懸念が都側から指摘されています。

もし万が一、今回確認が行われず、法改正ができない事態となれば、昭和27年以来的の悲願が実現しないばかりではなく、今まで車庫整備をはじめ、改革に向けてさまざまな取組を進めてきた23特別区の政治責任が問われる、重大な政治問題になりかねません。

◎今後の対応

そこで、8月20日、合同会を開き、国や都の動きをはじめ、区側の車庫整備の現状等を本部として確認した上で、特別区として、当面行うべきことについて協議することとなりました。

東京都からは、平成10年通常国会での法改正を行い、平成12年4月に改革を実現したい気持ちに変わりはなく、残されたわずかな時間、東京都として、改革の実現のために精一杯取り組むという決意が示されました。それと同時に、特別区に対して、車庫整備等について、一層の取組をお願い

したいとの発言がありました。

また、8月4日、自治省が自治労に対し、法改正は関係者間で条件が確認されることを前提としていることを文書で示したこと、さらに関係者間の合意があれば、平成10年に法改正することも明らかになっていることが報告されました。

次に、車庫整備が現時点で予定より遅れている区から、それぞれの状況について、報告が行われました。いずれの区からも、現時点では多少の遅れがあるものの、平成12年4月には整備できる見通しであるとの報告がありました。

これを受け、特別区として当面とるべき行動についての協議を行い、合同会の結論として次の3点にまとめ、本部に報告することとなりました。

①車庫整備については、区長会としては、全ての区において平成12年4月の稼働が可能であると判断するが、なお、関係者の理解が得られるよう、該当区において、住民折衝等に努力願いたい。

②区長会としてのPR活動が必要であるが、時期や方法を含め、正副会長に一任する。

なお、改革の意義等についての住民に対するPRは、従前どおり各区の判断で行うこととする。

③国等への働きかけについては、都知事、都議会、各政党などに対し積極的に展開することとし、時期や方法等については、正副会長に一任する。

区長会が都知事に緊急要請

都区制度改革平成10年法改正に危機感

平成9年9月

No.90

清掃事業区移管のための東京都と職員団体との協議が整わず自治省から法改正の前提であるとされている労使間の確認が、平成10年の法改正のためのタイムリミットとされた9月20日に間に合いませんでした。これにより、平成10年の法改正が大変厳しい状況となりました。区長会は9月22日、臨時区長会を開き、東京都から労使協議についての報告を受けた後、都知事に緊急要請を行いました。

都の労使協議整わず

特別区制度改革については、自治省は繰り返し、関係者間で平成12年に清掃事業の区移管ができるという確認が得られることが法改正の前提であると説明しています。

そのため東京都は、通常の法改正手続きである9月20日の内閣官房への法律案の件名・要旨の提出期限に合わせ、清掃事業の区移管にかかる確認を得るよう職員団体との交渉を進めてきました。

しかし、9月19日に開かれた清掃区移管問題対策委員会では、期待されていた確認には至らず、引き続き協議を行うこととなり、10年法改正が大変厳しい状況となりました。

区長会が緊急要請

この状況を重大な事態であると考え、急ぎよ、

臨時区長会が開催されることとなりました。

さらに特別区長会は、この臨時区長会での都総務局長からの労使協議の経過の説明について、都知事の真意を確認するため、同日、緊急要請を行いました。

都知事要請には、多くの区が議会開催中であるにもかかわらず、正副会長を始め、総勢15名の区長が出席しました。

この席で、会長が要請書を読み上げ、特別区がこれまで多くの犠牲を甘受し、都の労使協議における検討結果を受け入れ、その実現にあらゆる努力をしてきたのは、最終的にはこの改革実現を信じ、また実現に向けて都が責任をもって対処してくれることを信じてきたからであり、この度、労使協議が整わなかったことで、法改正が危うくなったことは、大変遺憾であること、また、都知事に対しては、早急に労使の合意がなされるよう、強いリーダーシップで臨んでほしいことなどを強く要請しました。

その後、区長からは、都の労使協議の姿勢に対する不満が述べられたほか、いつまでの猶予があるのか、合意が本当に大丈夫なのか、都知事としてこの状況を打開する覚悟があるのかといった質問や都知事の政治決断を求める発言などが次々と出され、予定の時間を15分も超過しました。

これに対し都知事は、期限内に合わず、区長が心配をしていることに心を痛めており、今後、

残された時間はわずかではあるが、担当職員に任せきりにするのではなく、知事自身が誠心誠意、労使合意をとりつける努力をしていく決意であると答えました。

また、自治大臣に対しても、この改革について、特にお願いをすることを確約しました。

平成10年法改正に向けて最後の取組

特別区にとって、平成10年の法改正を逃すと、地方分権全体の動きからみて、改革実現は極めて厳しい状況となります。



大場区長会会長（左）の都知事への要請

そして、区長が区民の理解と協力を得ながら、長年にわたりその政治生命をかけて努力を続けてきたこの改革を、都の労使協議の不調ということだけで、今さらこの時期になって断念することは、到底許されるものではありません。

しかし、状況としては、残念ながら、これまで目安にしてきたスケジュールからは完全に遅れていることは確かであり、いつ、自治省から期限切れであるとされても不思議ではない、極めて厳しいものとなっています。

特別区は、この厳しい現状を打開するため、全力を傾注して、特別区として行うべきあらゆる行動を積極的にとつていきます。

都知事が国への事前要請を決断

平成9年10月

No.91

東京都は、10月16日、職員団体に対し、「清掃事業の区移管に関する提案」を示し、合意を求めました。その内容について、翌17日の区長会・議長会合同会で説明を受けた特別区は、今後の対応について、検討を重ねました。

都の提案 (10/17)

都が示した提案は、「都が国に対して、都区制度改革に係わる関係法令の改正の実現方を要請することについて合意すること」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律については、引き続き職員団体と条件整備の確認のための協議を行い、移管の見通しを立てることとして、実施の日を別に定める方式としたい。」ということが主な内容となっています。

さらに提案に関する具体的事項として、5項目が別に提案されています。

「特別区の見解」を申入れ (10/20)

この「提案」の中には不明な点も多く、区長会・

議長会合同会で、総務局長に、20数項目にわたる質問を行いました。

その後、臨時区長会、区長会役員会・議長会幹事会合同会を続けて開き、対応を協議しました。

この中で、都が今回の提案を、事前に特別区に何らの協議や意見聴取もせず、一方的に行われたことに対する不満が噴出しました。

そして内容面では、平成6年9月に都区合意し、同年12月に自治省に正式に受理されている協議案の中で、「平成12年4月」と明記されていた改革実現の期日が、「別に定める方式としたい。」とされているなど、都区合意から後退したものとなっており、特別区としては納得のいかない内容であるとの意見が大勢をしめました。

その結果、特別区として、「車庫整備」について全力をもってなす遂げることを再度明らかにするとともに、制度改革の「平成10年法改正、12年4月実施」を確保されるよう、改めて都知事の決断を求めることを内容とした『都の「提案」に対する特別区の見解』をまとめ、20日、区長会の正

副会長と議長会の正副会長が、緊急知事会見を申し入れました。

当日は都知事の日程がつかず、副知事から「平成12年4月実現をあきらめたわけではない。条件整備ができれば12年4月に移管できる。」という説明がありましたが、17日の時点の内容を出るものではありませんでした。区長会・議長会の正副会長は、「特別区の見解」の主旨を都知事に伝えてほしい旨、申し入れました。

区長会会長・議長会会長共同コメント発表 (10/25)

この後、23日に開かれた区長会、議長会の合同会において、申入れに対する都の説明を聞くこととなり、25日に再度、合同会が開催されました。

合同会において、都からの説明を受け、その後、特別区としての対応を協議しました。

会議終了後、区長会会長・議長会会長は共同で、東京都から、「10年法改正、12年4月実現」に向けて引き続き最大限の努力をする旨の説明を受けた。

また、区側の条件整備についてはさらに一層の努力をされたい旨、強く要請を受けた。都の説明は、これまで都区間で合意してきた基本的な方向に沿うものと考ええる。今後、特別区としては自らなすべき役割を確実に果たすとともに、推移を見守る中で、都区相携えて、制度改革の実現に向け、さらに一層努力を重ねていく旨のコメントを發表しました。

実施し、平成12年4月に都区制度改革が実現できるよう、平成10年の通常国会における関係法令の改正を国に要請する。」こと、「条件整備等の約束を守る。」ことの2点であります。これを受けて、職員団体側は合意できるよう努力したい旨の話がありました。今後は、今月中に私から直接国へ事前の要請を行い、職員団体の回答を待つて、正式に要請することになります。』

都知事の決断(10/27)

都知事から区長会会長、議長会会長に次のようなあいさつがありました。『・・・こうした状況をふまえると、私としても、もはや最終判断をすべき時期を迎えていると考え、本日、都の方針を決め、職員団体に理解を要請いたしました。』

その内容は、「基礎的自治体の法制化、財政自主権の確立及び清掃事業の区移管を一体として実

都区制度改革 法改正に向けて正念場

法改正への実務作業にギリギリの状況

特別区は、特別区を基礎的自治体に位置づけ、住民に身近な事務を特別区の事務とする今回の都区制度改革実現をめざして、次期通国会での法改正を機会あるごとに要請してきました。

特別区としては、平成12年4月に都区制度改革を実現するためには、平成10年の通常国会での法改正が不可欠であり、この機会を逸することは絶

対に許されないと考えています。

しかしながら、法改正には、東京都の労使間で「確認」が求められています。

そしてその確認の難航により、タイムリミットとされた9月20日から2か月以上が経過しています。都区制度改革は、今後の法改正のための実務的な作業を考えると、まさにぎりぎりの状況にあると言えます。

「緊急行動計画(第2次)」の策定

特別区は、現在、鋭意進められている東京都における労使協議が早期に整うことを期待しつつも、何らかの行動が必要であるとし、11月14日の区長会、18日の議長会で、「平成10年法改正実現のための緊急行動計画(第2次)」を策定しました。この計画では、11月下旬から12月上旬にかけて、



都の説明を聞く区長会・議長会(10/25)

平成9年11月

No.92

各政党、東京都選出の国会議員等に要請活動を行うこととされています。

地方分権の中での都区制度改革

現在、21世紀への新しい対応として、行財政改革のほか、さまざまなシステムの見直しが求められています。

その中で、地方分権も大きな関心を集めているところです。

都区制度改革は、まさに東京における地方分権であり、是非とも、この機会に実現しなければならぬ重要な課題です。



第2次の緊急行動計画を策定した区長会（11/14）

都区制度改革「一括委託」に関する今後の都の対応が鍵

平成9年12月

No.93

●都の労使で合意

都区制度改革の法改正の前提とされていた清掃事業の区移管に関する関係者間での確認について、12月8日に、都の労使間が合意に至りました。しかし、自治省から都に対して、「一括委託」を撤回することを内容とする提案がありました。

これは、都区制度改革の法改正についての自治省の公式見解であり、これからの都の対応が、この改革の命運を決めるものとなっています。

都区制度改革の法改正については、自治省がその前提として清掃事業の区移管に関する関係者間での確認を求めています。12月8日、都の労使が合意に至りました。

合意の内容は、①平成10年の通常国会において、清掃事業に関する法律をはじめ、関係法令を一括改正し、平成12年4月1日から都区制度改革が実

現できるよう国に法改正の実現方を要請する。②清掃事業の移管にあたっては、覚書等に基づき「条件整備が実現していること」を前提とする。③条件整備が達成できなかった場合等の対応は、都区で協議し、その協議結果を尊重することとする。条件整備が達成できなかった場合等について、その間、現時点においては、都は最善の方法としての「公法上の委託方式」を考えている。委託の形

態は、事業の特性などから23区一体として実施することを考えている。④環境の変化もふまえて、今後とも自区内処理の責任を果たしていくことを都区間で確認するとともに、資源循環型清掃事業への転換についても、都区双方で積極的に対応する。というものです。

同日、都知事と特別区長会会長が会見し、都知事からは、合意に至ったことの報告と、今後とも改革実現にむけて協力していただきたいとの要請がありました。これに対し、区長会会長は、労使合意に対する特別区の基本的考え方を再度明らかにしました。

特別区の基本的方針は、①「平成10年法改正、12年4月実施」を至上命題とする。②そのため、万全を期して条件整備をなし遂げる。③法改正後に、区移管に伴う具体的手法等未済の問題を都区間でまとめていく。というもので、11月12日に区長会会長から都知事に対して行った要請の中で明らかにしているものです。

都は、12月8日夜、総務局長から自治省の官房審議官あてに「都区制度改革に係る清掃事業の区移管に関する労使間の合意について（報告）」の文書を提出しました。

この際、文書は受領されたものの、審議官から、「一括委託」での法改正には問題がある旨の指摘がありました。

●都区制度改革についての自治省から東京都に対する提案

12月10日、自治省から都に対する公式見解として次のような提案がありました。①東京都の「23

区一体として委託する」という考え方は、受け入れられないものであること。②都は、平成12年4月1日に、法制的にも実態的にも清掃事業を特別区に移管すること。したがって、平成12年4月1日から、特別区が、実態的にも清掃事業を処理することとなるが、どうしてもその時点で、事実上、特別区で処理できないところがある場合においては、その区に限って、都への委託等必要な措置を講ずるものとする。③東京都は、東京清掃労働組合に対する「23区一体として委託する」旨の提案を撤回すること。④上記②については、都と特別区で確認すること。という内容のものです。

●都の対応にかかる都区制度改革の命運

これは、12月8日の労使間での合意内容のうち、「一括委託」について、都が撤回しない限りは、法改正ができないということをし、自治省が明確にしたということです。

また、12月17日、都知事が自由民主党東京都連会長に、法改正の協力要請に行った際、会長から、「一括委託」に関する自治省の見解は正しいものであり、都は組合を再度説得せよとの要請がありました。

自治省では12月24日に年内最後の省議が開かれるということであり、それまでに都が何らかの対応をとることが求められています。

今後特別区は、自治省からの提案の中の第4項目に従って、第2項目について、都との確認を行うほか、自治省あてに13区の車庫整備を必ず行うという確約書を提出する予定です。

いずれにしても、これから年末ぎりぎりに向け

ての都の対応が、改革の成否を決める大きな鍵となることは間違いありません（これは、12月18日現在の状況です）。



12/18に開催された区長会、議長会合同会議

都区制度改革は、自治大臣が平成10年通常国会での法案提出を明言したことにより、大きく前進しました。特別区は、平成12年の改革実現に向けて、残された課題を解決すべく努力を続けていきます。

自治大臣が平成10年の通常国会での法案提出を明言

平成9年12月25日、都知事は、都区制度改革に關係する法令の平成10年通常国会での改正を自治大臣に要請しました。

これに対し自治大臣は、「(都区制度改革は)まず一つは、特別区を基礎的な地方公共団体と位置づけること、二つめには特別区の財政自主権を強化すること、三つめが清掃事業をはじめとする住民に身近な事務を特別区に委譲すること、この三位一体の改革であることを関係者間でこれまで合意してまいりました。その基本線にそって、ご苦勞があったと思います。自治省としましては、本日の要請をふまえ、これら三位一体の改革が平成12年4月に法制的にも、実態的にも実施されることを前提として、ここはしっかり申し上げますが、都区制度改革のための関係法律の改正案を次期通常国会に提出したいと考えています。」

関係法律の改正案の提出は、関係省庁の合意が必要ですので、特に廃棄物処理法を所管する厚生省の同意は不可欠です。したがって、東京都にお

いては、速やかに関係省庁の同意を得ていただきたいと、これは私のほうから要請したいと思えます。」と述べました。

昨年の秋以来、都区制度改革の平成10年法改正については、さまざまな動きがあり、特別区にとつてまさに危機的な状況に陥った時期もありましたが、特別区は、その都度、区長会・議長会を臨時に開催するなど、特別区への対応を何度も協議し、対処してきました。

また、地元の東京都選出の国会議員、各政党、都知事、都議会議長、都議会各会派に対する数回にわたる要請活動のほか、区民に対するPRを行ってきました。

今回、ようやく自治大臣から平成10年通常国会での法案提出の明言を得たことは、これらの積極的な取組の成果といえるでしょう。

検討体制の強化

しかし、現段階では法改正の道筋ができただけにすぎず、この先、平成12年の改革実現までには、実務的に検討しなければならぬ課題が山積しています。

自治省が現在作成している法案の概要が明らかになるのは、1月末頃になると思われますが、その内容が、平成6年に都区が国に提出した協議案の考え方をどの程度反映したものとなっているか全くわかりません。特別区に対して緊急に判断を

求められる新たな課題が生ずることも考えられます。

また、新しい税財政の仕組みについての検討も、これから本格化していき、今までの以上の検討体制の強化が急がれます。

車庫整備の達成

そして何より忘れてならないことは、今回、自治省が法改正に着手したのは、自治大臣の言葉にもあるように「平成12年4月に法制的にも実態的にも改革が実施されること」を前提としてのことだということです。



都知事とともに自治大臣（右端）に要請する区長会会長、議長会会長（12/25）

特別区は昨年末に、自治大臣あての「確約書」、都知事との間での「確認書」を作成しており、その中身どおりに平成12年の清掃事業移管までの間に、車庫の整備を完全に達成しなければならぬという大きな課題を抱えています。

都知事から自治大臣への要請に立ち会った特別

区長会会長は、「特別区としましては、今回の制度改革により大都市東京の行政がますます充実したと実感していただけるよう、必要な準備等に今後も全力を傾けていきます。」とのコメントを発表しています。

都区制度改革は、平成12年の実現に向け、実務

的な対応が本格化します。特別区は、多くの課題の解決に、全力をあげて取り組んでいかなければなりません。

都区制度改革関連法案3月上旬に国会提出へ

平成10年2月

No.95

都区制度改革については、12月25日に、都知事の要請（特別区長会会長及び特別区議会議長会会長が同席）を受け、自治大臣が平成10年通常国会での法案提出を明言しており、その後の具体的な動きが注目されてきました。

こうした中、1月30日の閣議に、「第142回国会（常会）内閣提出予定法律案・条約要旨調」が提出されました。

この「要旨調」のうち、自治省所管の予定法律案として、「地方自治法等の一部を改正する法案」があげられており、その要旨は「大都市の一体性・統一性の確保の要請に配慮しつつ特別区の自主性・自立性を強化するとともに、特別区は、原則として、法制度上住民に身近な事務を処理するものとし、都から特別区への事務の委譲を行い、あわせて都と特別区間の事務配分の指針を明らかにする等都区制度について所要の改正を行う。」となっています。

また、国会提出の予定期日は、「3月上旬」と

されています。

現在、具体的な法案作りの詰めにかけて、国の省庁間での折衝が続けられています。

場合によっては、特別区も緊急な対応が必要になることもあり得ます。今後の推移に注目するとともに、都と特別区間の連絡を一層、密にすることが必要です。



国の動き等を報告する都職員 (2/3)



制度改革実施準備委員会 (2/3)

都区制度改革関連法案が、3月10日に閣議決定され、同日、国会に提出されました。法案の内容は、都区でとりまとめた協議案の趣旨にそったものとなっています。

しかし、法案の成立までには、まだ時間を要するほか、東京都においては、現在も労使交渉が継続していることから、特別区としては、なお慎重な対応をすべきであることが区長会で申し合わされました。

◆都区制度改革関連法案の上程

都区制度改革関連法案は、3月10日、「地方自治法等の一部を改正する法律案」として閣議決定され、内閣から衆議院に提出、予備審査のため、参議院にも送付されました。

この法律案の骨子、概要、要綱は、都知事から区長会会長あてに送付され、各区にも明らかにされました。

また、3月16日の区長会では、東京都から改正法案の概要について説明があったほか、3月17日には、特別区制度改革実施準備委員会のメンバーに対して、自治省行政局の担当主査から詳細な説明がありました。

◆自治権拡充運動の成果

今回の法改正により、特別区は長年の悲願が実

り、ようやく基礎的自治体として法上位置付けられることとなります。

区長会では、この改正法案は、「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」（平成7年9月14日に都区でとりまとめ、同年12月21日に都知事が自治大臣に正式に要請）と一部異なる部分はあるものの、協議の考え方を十分ふまえた内容となっております。

り、大都市の一体性・統一性の確保と特別区の自主性・自律性の強化の両面に的確な配慮がなされたものであるとの認識で一致しました。特別区が50年以上も続けてきた自治権拡充運動に一定の成果が得られたといえるでしょう。

平成10年3月

地方自治法等の一部を改正する法律案の骨子

1 背景

第22次地方制度調査会の「都区制度改革に関する答申」（平成2年9月20日）をふまえ、特別区を「基礎的な地方公共団体」と位置付けるとともに、特別区の自主性・自律性を強化し、住民に身近な事務を都から特別区へ委譲する等、都区制度改革に関する改正を行う。

2 改正事項

- (1) 特別区の「基礎的な地方公共団体」としての位置付けに関する事項
都と特別区の役割分担の原則を明らかにすることとし、特別区は「基礎的な地方公共団体」として、一般的に市町村が処理する事務を処理する旨を規定
- (2) 特別区の自主性・自律性の強化に関する事項
 - ア 地方自治法上の特例措置の改正
 - ・特別区に発議権を付与する等廃置分合・境界変更の手續の改正
 - ・都知事から特別区長への事務委任の義務付け、及び都知事の指揮監督の規定の廃止
 - ・調整条例の規定の廃止
 - イ 税財政制度の改正
 - ・都区財政調整制度の改正
調整財源の法定化、都の総額補てんの廃止、特別区による納付金の廃止
 - ・都税が標準税率未満である場合の特別区の起債制限を都区財政調整制度における調整財源となる都税が標準税率未満である場合に限定する改正
 - ・入湯税等税財源の都から特別区への移譲
- (3) 都から特別区への事務の委譲に関する事項
 - ・一般廃棄物の収集・運搬・処分の事務
 - ・教育委員会が処理する教職員の身分取扱い、教科書の取扱い等の事務
 - ・保健所設置市の事務のうち都に留保されている事務
- (4) その他
 - ・法令の制定・改廃に伴い、地方公共団体の処理しなければならない事務等を掲げた地方自治法別表に所要の改正を加える。
 - ・平成12年4月施行

◆特別区の対応

しかし、法案の成立には、国会審議などクリアしなければなりません。

また、職員の身分等に関しては、これから作業に入る政令に委ねられています。

さらに、この間、東京都では、労働組合との協議が進められていますが、法改正後は、都と組合との関係に、特別区がかかわっていくこととなります。

そのほか、間もなく始まる都区間の財源配分な

ど、税財政制度についても、まだ多くの課題が残されています。

特別区は、基礎的自治体としての責務を果たすため、法改正後の残された2年足らずの期間で、車庫整備をはじめとする各区における受入れ体制づくりを、1日でも早く行わなければなりません。



法改正の内容について説明する自治省行政局担当主査（3/17）